

2 税 制

(1) 令和7年度 北九州市市税課率表（その1）

税 目	納税義務者	賦課 期日	課 税 標 準 及 び 税 率												
個 人 の 市 民 税 (個 人 県民税 を含む)	区内に住所を有 する個人	1 月 1 日	市民税 { 均等割 年額3,000円 所得割 課税総所得金額等×税率－調整控除額－税額控除額 県民税 { 均等割 年額1,500円（うち500円は森林環境税） 所得割 課税総所得金額等×税率－調整控除額－税額控除額 国税 森林環境税 1,000円 A 所得控除額 ① 社会保険料控除 前年中の健康保険料等の社会保険料の支払金額 ② 小規模企業共済等掛金控除 前年中の掛金の支払金額 ③ 生命保険料控除 ア 一般生命保険料控除 新契約（H24. 1. 1以降締結分） （ア）12,000円まで……………支払った保険料の全額 （イ）12,000円を超え32,000円まで……………支払った保険料の全額×$\frac{1}{2}$ + 6,000円 （ウ）32,000円を超え56,000円まで……………支払った保険料の全額×$\frac{1}{4}$ + 14,000円 （エ）56,000円を超える場合……………28,000円 旧契約（H23. 12. 31以前締結分） （ア）15,000円まで……………支払った保険料の全額 （イ）15,000円を超え40,000円まで……………支払った保険料の全額×$\frac{1}{2}$ + 7,500円 （ウ）40,000円を超え70,000円まで……………支払った保険料の全額×$\frac{1}{4}$ + 17,500円 （エ）70,000円を超える場合……………35,000円 ※新・旧両方の保険料がある場合はそれぞれ上記により計算した控除額の合計。 （限度額は28,000円） ※旧契約のみによる計算の方が控除額が大きくなる場合は、旧契約分のみで計算。 イ 個人年金保険料控除 一般生命保険料控除額の計算と同様 ウ 介護医療保険料控除 一般生命保険料控除額の新契約の計算と同様 ※合計控除限度額は70,000円 ④ 地震保険料控除 次の①と②の合計額（最高限度25,000円） ①地震保険契約の支払保険料の$\frac{1}{2}$ （限度額25,000円） ②旧長期損額保険契約の支払保険料 （イ）5,000円まで……………全額 （ロ）5,000円を超え15,000円まで……………②×$\frac{1}{2}$ + 2,500円 （ハ）15,000円を超える場合……………10,000円 ⑤ 障害者控除 一般障害者260,000円、特別障害者300,000円 同居の特別障害者530,000円 ⑥ 寡婦控除260,000円、ひとり親控除300,000円 ⑦ 勤労学生控除 260,000円 ⑧ 配偶者控除 本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者 の前年の合計所得金額が48万円以下の人が適用され、次の表に応じ控除 <table border="1"> <tr> <td>本人の前年中の 合計所得金額</td><td>900万円以下</td><td>900万円超 950万円以下</td><td>950万円超 1,000万円以下</td></tr> <tr> <td>一般の配偶者</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>老人配偶者 (70歳以上の人)</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr> </table>	本人の前年中の 合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般の配偶者	33万円	22万円	11万円	老人配偶者 (70歳以上の人)	38万円	26万円	13万円
本人の前年中の 合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下												
一般の配偶者	33万円	22万円	11万円												
老人配偶者 (70歳以上の人)	38万円	26万円	13万円												

申告書提出期限	納 期 等	備 考
3月17日 （給与の支払者から提出される給与支払報告書及び公的年金等の支払者から提出される公的年金等支払報告書については 1月31日）	① 普通徴収 第1期 6月17日～6月30日 第2期 8月17日～9月1日 第3期 10月17日～10月31日 第4期 翌年1月17日～2月2日 ② 給与からの特別徴収 6月から翌年5月まで毎月分を翌月10日まで ③ 公的年金からの特別徴収 4、6、8、10、12、翌年2月分を各支給月の翌月10日まで （注）公的年金からの特別徴収を開始する年は、10月分より引き落としが開始	① 課税総所得金額等とは、前年の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、短期譲渡所得金額、長期譲渡所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から所得控除額を控除した後の金額（課税総所得金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、上場株式等に係る課税配当所得、株式等に係る課税譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、課税山林所得金額又は課税退職所得金額）をいう。 なお、所得控除額の控除は、総所得金額から控除できなかった額を土地等に係る事業所得等の金額から控除し、以下上述の所得金額の順序に従って控除する。 ② 課税総所得金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額は、それぞれ、当該金額の算定の方法、適用税率等が異なる。 （注）平成10年1月1日から令和8年12月31日までの間の土地の譲渡等については、土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例は適用しない。 ③ 通常、退職所得は分離課税され、その税額はB所得割の税率を適用して求めた額である。 ④ 総所得金額等とは、前年の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、短期譲渡所得金額、長期譲渡所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいう。

税 目	納税義務者	賦課 期日	課 税 標 準 及 び 税 率																																											
個人 の 市 民 税 (個人 県民税 を含む)	区内に住所を有 する個人	1 月 1 日	⑨ 配偶者特別控除 本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円超133万円以下の人が適用され、次の表に応じ控除																																											
			<table><tr><td rowspan="2">配偶者の前年中の 合計所得金額</td><td colspan="3">本人の前年中の合計所得金額</td></tr><tr><td>900万円以下</td><td>900万円超 950万円以下</td><td>950万円超 1,000万円以下</td></tr><tr><td>48万円超 95万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>95万円超 100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr></table>	配偶者の前年中の 合計所得金額	本人の前年中の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
			配偶者の前年中の 合計所得金額		本人の前年中の合計所得金額																																									
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																								
			48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円																																								
			95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																								
			100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																								
			105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																								
			110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																								
			115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																								
			120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																								
			125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																								
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																											
⑩ 扶養控除 一般扶養親族330,000円、特定扶養親族450,000円、 老人扶養親族 380,000円、同居老親等 450,000円																																														
⑪ 雑損控除 次のいずれか多い金額 ア (損失額－補てん額)－総所得金額等× $\frac{1}{10}$ イ 災害関連支出金額－5万円																																														
⑫ 医療費控除 次のいずれかを選択 ア 医療費控除 (医療費の額－補てん額)－(総所得金額等× $\frac{5}{100}$ 又は10万円のいずれか低い額) (限度額200万円) イ 医療費控除の特例 (特定一般用医薬品等の購入費－補てん額)－12,000円(限度額88,000円) ※イの特例は、平成30年度～令和9年度までの適用																																														
⑬ 基礎控除 前年の合計所得金額が2,500万円以下の人が適用され、次の表に応じ控除																																														
<table><tr><td>前年の合計所得金額</td><td>控除額</td></tr><tr><td>2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr><tr><td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr><tr><td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr><tr><td>2,500万円超</td><td>適用なし</td></tr></table>	前年の合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし																																				
前年の合計所得金額	控除額																																													
2,400万円以下	43万円																																													
2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																													
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																													
2,500万円超	適用なし																																													

申告書提出期限	納 期 等	備 考

(1) 令和7年度 北九州市市税課率表（その2）

税 目	納税義務者	賦課 期日	課 税 標 準 及 び 税 率
個 人 の 市 民 税 （ 個 人 県 民 税 を含む ）	区内に住所を有する個人	1月1日	B 所得割の税率（課税総所得金額に乗ずる税率） ① 市民税の税率 8% ② 県民税の税率 2% 退職所得の分離課税に係る所得割税率については、市民税の税率 6%、県民税の税率 4% C 税額控除額 ① 調整控除 ② 配当控除 ア 市民税 配当所得金額の2.24% イ 県民税 配当所得金額の0.56% ※ 租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係る配当所得については、適用しない。 ※ 課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える部分に相当する配当所得については、上記の1/2の率を適用する。 ③ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除） ア 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 イ 所得税の課税総所得金額に100分の5を乗じて得た額（9.75万円を超えるときは、9.75万円） ※ イについては、特定取得に該当する場合、所得税の課税総所得金額に100分の7を乗じて得た額（13.65万円を超えるときは、13.65万円）とする。 上記のうち、いずれか小さい額を控除 ④ 寄附金税額控除 ア 都道府県又は市区町村に対する寄附 (ア)と(イ)の合計額 (ア)（都道府県又は市区町村に対する寄附金－2,000円）×10% (イ)（都道府県又は市区町村に対する寄附金－2,000円）×〔90%－（0～45%×1.021）〕 寄附者に適用される所得税の限界税率 ※(イ)の額については、個人住民税所得割の額の2割を限度 イ 都道府県共同募金会、日本赤十字社の支部又は都道府県・市区町村が条例で指定した団体に対する寄附 （寄附金額－2,000円）×10% ※ア及びイを合わせて総所得金額等の30%を限度 ⑤ 外国税額控除 ⑥ 配当割額控除及び株式譲渡所得割額控除 ⑦ 定額による特別控除 国内に居住する控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有し、前年の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下である所得割納税義務者に対し、1万円
	区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該区内に住所を有しない者	1月1日	市民税 均等割 年額 3,000円 県民税 均等割 年額 1,500円（うち500円は森林環境税）
法 人 の 市 民 税	区内に事務所又は事業所を有する法人		A 均等割 ① 下記以外の法人等 年額 60,000円 ② 資本金等の額が1千万円以下である法人で区内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの 年額 144,000円 ③ 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で区内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの 年額 156,000円 ④ 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で区内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの 年額 180,000円 ⑤ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で区内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの 年額 192,000円 ⑥ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で区内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの 年額 480,000円 ⑦ 資本金等の額が10億円を超える法人で区内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの 年額 492,000円 ⑧ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で区内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの 年額 2,100,000円 ⑨ 資本金等の額が50億円を超える法人で区内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの 年額 3,600,000円 B 法人税割 法人税額×8.2%（資本金等の額が1億円以下で、かつ、分割前の法人税額が年1千万円以下である法人にあっては6.0%）

申告書提出期限	納 期 等	備 考																											
	普通徴収 6月17日～7月1日																												
申告納付 法人税を申告すべき日		① 昭和51年10月1日～令和8年9月30日の間は、超過課税を行っている。 なお、標準税率は次のとおりである。 A 均等割 <table> <tr><td>①の法人</td><td>年額</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>②の法人</td><td>年額</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>③の法人</td><td>年額</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>④の法人</td><td>年額</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>⑤の法人</td><td>年額</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>⑥の法人</td><td>年額</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>⑦の法人</td><td>年額</td><td>410,000円</td></tr> <tr><td>⑧の法人</td><td>年額</td><td>1,750,000円</td></tr> <tr><td>⑨の法人</td><td>年額</td><td>3,000,000円</td></tr> </table> B 法人税割 法人税額×6.0% ② 資本金等の額とは、地方税法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。ただし、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とする。	①の法人	年額	50,000円	②の法人	年額	120,000円	③の法人	年額	130,000円	④の法人	年額	150,000円	⑤の法人	年額	160,000円	⑥の法人	年額	400,000円	⑦の法人	年額	410,000円	⑧の法人	年額	1,750,000円	⑨の法人	年額	3,000,000円
①の法人	年額	50,000円																											
②の法人	年額	120,000円																											
③の法人	年額	130,000円																											
④の法人	年額	150,000円																											
⑤の法人	年額	160,000円																											
⑥の法人	年額	400,000円																											
⑦の法人	年額	410,000円																											
⑧の法人	年額	1,750,000円																											
⑨の法人	年額	3,000,000円																											

(1) 令和7年度 北九州市市税課率表（その3）

税 目	納税義務者	賦課期日	課 税 標 準 及 び 税 率										
	区内に寮等を有する法人で当該区内に事務所又は事業所を有しないもの		均等割のみを課税 税率は上欄Aに同じ										
	区内に事務所、事業所又は寮等を有する公共法人等で法人税を課されないもの		均等割のみを課税 年額60,000円										
固定資産税	土地・家屋・償却資産の所有者	1月1日	1月1日現在の価格（＝課税標準額）×$\frac{1.4}{100}$ ただし、土地については、以下の税負担の調整措置がとられている。 (1) 商業地等 - 負担水準が70%を超える場合は、令和7年度評価額の70%を課税標準額とする。 - 負担水準が60%以上70%以下の場合は、令和6年度課税標準額と同額に据え置く。 - 負担水準が60%未満の場合は、令和6年度課税標準額に、令和7年度評価額の2.5%を加えた額。 （この額が令和7年度評価額の60%を上回る場合は、評価額の60%、20%を下回る場合は、評価額の20%が、令和7年度の課税標準額となる。） (2) 住宅用地 - 令和7年度評価額に住宅用地の特例を適用して算出した額（本来の課税標準額）と、令和6年度課税標準額に本来の課税標準額の5%を加えた額を比較し、そのいずれか低い額が、令和7年度の課税標準額となる。 ただし、令和6年度課税標準額に本来の課税標準額の5%を加えた額が、本来の課税標準額の20%を下回る場合には、20%の額となる。 (3) 農地 農地については、下記のとおり令和6年度までの負担調整を継続する。 <table><tr><th>負 担 水 準</th><th>負担調整率</th></tr><tr><td>0.9以上</td><td>1.025</td></tr><tr><td>0.8以上0.9未満</td><td>1.05</td></tr><tr><td>0.7以上0.8未満</td><td>1.075</td></tr><tr><td>0.7未満</td><td>1.10</td></tr></table> ※ 負担水準とは、当該土地に係る令和6年度分の課税標準額が令和7年度評価額に対してどの程度の水準にあるかを示す数値であり、次の算式により算定する。 負担水準＝令和6年度課税標準額÷令和7年度の評価額（×住宅用地特例率（1/6又は1/3）） ※ 商業地等とは、住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で宅地に比準して価格が決定された土地）をいう。 ※ 住宅用地の特例 ア 小規模住宅用地（住居1戸当たり200㎡以下の部分） 評価額×$\frac{1}{6}$ イ ア以外の住宅用地（住居1戸当たり200㎡を超える部分で家屋の床面積の10倍まで） 評価額×$\frac{1}{3}$	負 担 水 準	負担調整率	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.10
負 担 水 準	負担調整率												
0.9以上	1.025												
0.8以上0.9未満	1.05												
0.7以上0.8未満	1.075												
0.7未満	1.10												

申告書提出期限	納 期 等	備 考
申告納付 法人税を申告すべき日		
申告納付 4月30日		昭和51年10月1日～令和8年9月30日の間は、超過課税を行っている。 なお、標準税率は年額50,000円である。
① 住宅用地の申告 1月31日 ② 償却資産 1月31日	普通徴収 第1期 4月17日～4月30日 第2期 7月17日～7月31日 第3期 12月17日～1月5日 第4期 翌年2月17日～3月2日	① 免税点 ア 土地 30万円未満 イ 家屋 20万円未満 ウ 償却資産 150万円未満 ② 固定資産税と都市計画税は、併せて賦課徴収する。固定資産税と都市計画税の合計額が年額4,000円以下のときは、一括徴収する（納期は4月17日～4月30日）。

(1) 令和7年度 北九州市市税課率表（その4）

税 目	納税義務者	賦課期日	課 税 標 準 及 び 税 率
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者（割賦〔所有権留保付〕販売の場合は使用者）	4月1日	A 原動機付自転車 ① 総排気量が0.05ℓ以下のもの又は定格出力が0.6kW以下のもの 年額 2,000円 (特定小型原動機付自転車を含む) ② 二輪のもので、総排気量が0.05ℓを超え、0.09ℓ以下のもの又は定格出力が0.6kWを超え、0.8kW以下のもの 年額 2,000円 ③ 二輪のもので、総排気量が0.125ℓ以下のものかつ最高出力が4.0kW以下のもの 年額 2,000円 ④ 二輪のもので、総排気量が0.09ℓを超え、0.125ℓ以下のもの又は定格出力が0.8kWを超え、1.0kW以下のもの 年額 2,400円 ⑤ 三輪以上のもので、総排気量が0.02ℓを超え、0.05ℓ以下のもの又は定格出力が0.25kWを超え、0.6kW以下のもの 年額 3,700円 B 軽自動車 ① 二輪のもの（側車付のものを含む。）(0.125ℓを超え0.25ℓ以下のもの) 年額 3,600円 ② 三輪のもの（0.66ℓ以下のもの） 年額 3,900円 ③ 四輪以上のもの { 乗用のもの { 営業用 年額 6,900円

申告書提出期限	納 期 等	備 考
① 納税義務の発生又は主たる定置場の異動等 その日から15日以内 ② 納税義務の消滅 その日から30日以内	普通徴収 5月1日～5月31日	
当分の間、都道府県が賦課徴収等を行う		
申告納付 毎月分を翌月末日まで		
申告納付 毎月分を翌月10日から末日まで		
申告納入 毎月分を翌月15日まで		
申告納付 ① 法人 事業年度終了後2月以内 ② 個人 3月15日まで		免税点 事業所床面積1,000㎡以下
		免税点 従業者100人以下
固定資産税と同じ		免税点 固定資産税と同じ
申告納付 毎月分を翌月末日まで		平成15年10月1日施行
申告納入 毎月分を翌月末日まで		令和2年4月1日施行

(2) 北九州市市税の税率の変遷（その1）

ア 市民税（個人）

（均等割）

年度 区分	昭和38年度～ 昭和42年度	昭和43年度～ 昭和50年度	昭和51年度～ 昭和54年度	昭和55年度～ 昭和59年度	昭和60年度～ 平成7年度	平成8年度～ 平成19年度	平成20年度～ 平成25年度	平成26年度～ 令和5年度	令和6年度～
市 民 税 均 等 割	400円	600円	1,700円	2,000円	2,500円	3,000円	3,000円	3,500円	3,000円
県 民 税 均 等 割	100円	100円	300円	500円	700円	1,000円	1,500円	2,000円	1,500円

（所得割）

年度	区分	市 民 税 所 得 割 ・ 県 民 税 所 得 割														
昭和38年度～ 昭和47年度	課税所得階級	万円	15	40	70	100	150	250	400	600	1,000	2,000	3,000	5,000	5,000～	
	計	%	4	5	6	7	8	11	12	13	14	15	16	17	18	
	市	%	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
	県	%	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	
昭和48年度～ 昭和54年度	課税所得階級	万円	30	50	80	110	150	250	400	600	1,000	2,000	3,000	5,000	5,000～	
	計	%	4	5	6	7	8	11	12	13	14	15	16	17	18	
	市	%	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
	県	%	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	
昭和55年度～ 昭和59年度	課税所得階級	万円	30	45	70	100	130	150	230	370	570	950	1,900	2,900	4,900	4,900～
	計	%	4	5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18
	市	%	2	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11	12	13	14
	県	%	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4
昭和60年度～ 昭和62年度	課税所得階級	万円	20	45	70	95	120	150	220	370	570	950	1,900	2,900	4,900	4,900～
	計	%	4.5	5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18
	市	%	2.5	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11	12	13	14
	県	%	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4
昭和63年度	課税所得階級	万円	60	130	260	460	950	1,900	1,900～							
	計	%	5	7	10	12	14	15	16							
	市	%	3	5	7	8	10	11	12							
	県	%	2	2	3	4	4	4	4							
平成元年度～ 平成2年度	課税所得階級	万円	120	500	500～											
	計	%	5	10	15											
	市	%	3	8	11											
	県	%	2	2	4											
平成3年度～ 平成6年度	課税所得階級	万円	160	550	550～											
	計	%	5	10	15											
	市	%	3	8	11											
	県	%	2	2	4											
平成7年度～ 平成8年度	課税所得階級	万円	200	700	700～											
	計	%	5	10	15											
	市	%	3	8	11											
	県	%	2	2	4											
平成9年度～ 平成10年度	課税所得階級	万円	200	700	700～											
	計	%	5	10	15											
	市	%	3	8	12											
	県	%	2	2	3											

区分 年度	市 民 税 所 得 割 ・ 県 民 税 所 得 割				
平成11年度～ 平成18年度	課税所得階級	万円	200	700	700～
	計	%	5	10	13
	市	%	3	8	10
	県	%	2	2	3
平成19年度～ 平成29年度	課税所得階級	万円	一律		
	計	%	10		
	市	%	6		
	県	%	4		
平成30年度～	課税所得階級	万円	一律		
	計	%	10		
	市	%	8		
	県	%	2		

(税率改正の背景等)

	年 度	背 景 等
均 等 割	昭和43年度	5市合併による経過措置期間満了のため標準税率に引上げ。
	昭和51年度 昭和55年度 昭和60年度 平成8年度	国民所得水準、物価水準の変動及び地方団体の行政サービス水準の向上のため税率引上げ。
	平成20年度	福岡県森林環境税の導入。
	平成26年度	防災のための施策に要する費用の財源を確保するため平成26年度から令和5年度までの10年間税率引上げ。
	令和6年度	防災施策に係る財源確保のための税率引上げ期間が終了し、新たに森林環境税（国税）の導入。
所 得 割	昭和48年度	低所得者層の負担の軽減を図るため税率適用区分を改正。
	昭和55年度	課税最低限の引上げ等の減税によって生じる減収分を補填するため税率適用区分を改正。
	昭和60年度	最低税率の引上げを行うとともに税率適用区分の刻み幅の一部不整合な部分を是正。
	昭和63年度 平成元年度	住民税について住民負担の軽減及び合理化を図るため税率構造を緩和し、当該減税によって生じる減収分を補填する恒久財源として道府県利子割を創設。 ただし、昭和63年度は経過措置期間として、2段階で税率を改正。
	平成3年度	土地の評価替えに伴い、固定資産税の大幅な増収が見込まれるため、住民の地方税負担に配慮する必要があると考えられることから、個人住民税に対する国民の負担感に配慮し、その一層の軽減を図るため、主に中堅所得者層の税負担の軽減を図ることを主眼に、所得控除額の引上げとともに税率適用区分を改正。
	平成6年度 平成7年度 平成8年度	所得、消費、資産との間で均衡のとれた税体系を構築する観点から、個人住民税を減税し、地方消費税を導入（平成9年度から）。なお、景気対策のため、個人住民税の減税を先行して、平成6年度に20%（上限20万円）、平成7年度及び平成8年度に15%（上限2万円）の特別減税を行い、さらに平成7年度から税率適用区分の改正等の制度減税を実施。
	平成9年度	平成6年度の税制改革に伴う市町村の減収補填のため、税率の調整により道府県から市町村へ税源移譲。
	平成10年度	景気対策のため、個人住民税の減税（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円）を実施。
	平成11年度	恒久的な減税として、所得課税の抜本的な見直しが行われるまでの間、市町村民税の最高税率を12%から10%に引き下げる他、個人住民税について定率による税額控除（所得割額の15%、上限4万円）を創設。
	平成19年度	国から地方への税源移譲の実施にともないこれまで3段階に分かれていた超過累進税率を10%（市6%、県4%）の比例税率に変更。
	平成30年度	県費負担教職員に係る給与負担事務の移譲に伴う税源移譲により、指定都市の区域内に住所を有する者の税率を市6%、県4%から市8%、県2%へ変更。

(2) 北九州市市税の税率の変遷（その2）

イ 市民税（法人）

（均等割）

年 度	区 分		税率（年額） （円）
	資 本 金 等 の 額	従業員数	
昭和38年度 ～ 昭和41年度			1,800
昭和42年度 ～ 昭和50年度	1千万円を超える法人		4,000
	上記以外の法人等		2,400
昭和51年度	1億円を超える法人	100人超	40,000
		100人以下	20,000
	1千万円を超え1億円以下である法人		20,000
	上記以外の法人等		12,000
昭和52年度	1億円を超える法人	100人超	134,000
		100人以下	40,000
	1千万円を超え1億円以下である法人		40,000
	上記以外の法人等		13,000
昭和53年度 ～ 昭和57年度	50億円を超える法人	100人超	1,000,000
		100人以下	134,000
	10億円を超え50億円以下である法人	100人超	560,000
		100人以下	134,000
	1億円を超え10億円以下である法人	100人超	134,000
		100人以下	40,000
	1千万円を超え1億円以下である法人		40,000
	上記以外の法人等		13,000
昭和58年度	50億円を超える法人	50人超	1,500,000
		50人以下	270,000
	10億円を超え50億円以下である法人	50人超	1,000,000
		50人以下	270,000
	1億円を超え10億円以下である法人	50人超	270,000
		50人以下	100,000
	1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	100,000
		50人以下	80,000
昭和59年度 ～ 平成5年度	1千万円以下である法人	50人超	80,000
	上記以外の法人等		27,000
	50億円を超える法人	50人超	3,600,000
		50人以下	480,000
	10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100,000
		50人以下	480,000
	1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480,000
		50人以下	180,000
平成6年度 ～ 平成19年度	1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180,000
		50人以下	144,000
	1千万円以下である法人	50人超	144,000
	上記以外の法人等		48,000
	50億円を超える法人	50人超	3,600,000
		50人以下	492,000
	10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100,000
		50人以下	492,000
平成20年度 ～ 平成19年度	1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480,000
		50人以下	192,000
	1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180,000
		50人以下	156,000
	1千万円以下である法人	50人超	144,000
	上記以外の法人等		60,000
	1千万円以下である法人	50人超	144,000
		50人以下	156,000
平成20年度 ～ 平成20年度	1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180,000
		50人以下	192,000
	1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480,000
		50人以下	492,000
	10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100,000
		50人以下	492,000
平成20年度 ～ 平成20年度	50億円を超える法人	50人超	3,600,000
		50人以下	492,000

注：昭和51年10月1日から令和8年9月30日までの間、「法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例」により超過課税を行っている。

税	率	改	正	の	背	景	等
---	---	---	---	---	---	---	---

法人の規模拡大、物価上昇にもかかわらず、税率が創設以来据え置かれ他の税負担との不均衡が生じていたため。なお、人口段階によって税率に差を設けることは合理的ではないため、これを廃止し、中小企業の急激な税負担の増加を防ぐため資本金等による税率区分を導入。

個人の均等割の税率引上げとの均衡を考慮して引上げ。

なお、地方団体等との受益関係等に着目して、資本金等の額及び従業者数による税率区分を導入。

税負担の適正化を図る見地から、経済指標の推移等を考慮して大法人を中心に税率引上げ。

資本金等の額が10億円を超える法人については、税率水準等からみて、なお負担の増加を求める余地があると認められたため、税負担の適正化を図るため10億円超の税率区分を採用。

物価水準及び地方行政サービス水準向上のため。

なお、ロボットの導入等による従業者数の減少傾向にかんがみ、従業者数による税率適用区分を100人から50人に変更。

欠損法人が昭和57年度において全法人の57%に達しているが、これらの欠損法人は法人関係税のうち、わずかに均等割のみを納付している状況である。そこで、これらの法人についてより適正な税負担を求めるため、また法人全体を通じてその事業活動と地域社会との受益関係等からみて、なお相当の税負担を求め得る余地があると思われるため、さらに個人住民税の減税に対応する増収措置を講ずるため税率引上げ。

法人の適正な負担水準や物価水準等の動向を踏まえ、法人市民税については、従業者数50人以下の区分に係る税負担が相対的に軽減されている実態を勘案して税率見直しを実施。

人格のない社団等で収益事業を行わないものについては非課税とする改正及び人格のない社団等、公益法人等など資本金の額又は出資金の額を有しない法人（相互会社を除く。）について均等割を課す場合には、最低税率を適用する改正が行われた。

(2) 北九州市市税の税率の変遷（その3）

（法人税割）

年 度	税 率	税 率 改 正 の 背 景 等
昭和38年度 ） 昭和39年度	$\frac{8.1}{100}$	
昭和40年度	$\frac{8.4}{100}$	法人税の税率引下げに伴う法人税割の減収を回避するため税率引上げ。
昭和41年度 ） 昭和44年度	$\frac{8.9}{100}$	法人税の税率引下げに伴う法人税割の減収を回避するため税率引上げ。
昭和45年度 ） 昭和48年度	$\frac{9.1}{100}$	法人税率引上げを機に、市町村税源充実のため、県民税率を引下げ市民税率引上げ。
昭和49年度 ） 昭和50年度	$\frac{12.1}{100}$	法人税率引上げを機に、都市の財政需要が著しく増大しているため、また、市町村税源充実のため県民税率を引下げ市民税率引上げ。
昭和51年度 ） 昭和55年度	$\frac{14.5}{100}$ （資本金等が1億円以下で、 かつ、法人税額が400万円 以下である法人 $\frac{12.1}{100}$ ）	都市高速鉄道建設事業等の費用の一部に充てるため、超過税率を採用し、「法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例」を制定。
昭和56年度 ） 平成2年度	$\frac{14.7}{100}$ （資本金等が1億円以下で、 かつ、法人税額が400万円 以下である法人 $\frac{12.3}{100}$ ）	法人税率引上げを機に、市町村税源充実のため、県民税率を引下げ市民税率を引上げ。本市は、制限税率を採用しているが、これも同時に引上げ。
平成3年度 ） 平成26年度	$\frac{14.5}{100}$ （資本金等が1億円以下で、 かつ、法人税額が1000万円 以下である法人 $\frac{12.3}{100}$ ）	臨時行政改革推進審議会答申において、超過課税の見直しを促す指摘があったことから、本市においては、特に中小企業に配慮するため、軽減対象法人の要件を見直した。
平成26年度 ） 令和元年度	$\frac{11.9}{100}$ （資本金等が1億円以下で、 かつ、法人税額が1000万円 以下である法人 $\frac{9.7}{100}$ ）	平成26年度税制改正において、地方法人税（国税）が創設されたため、税率引下げ。 （平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から適用）
令和元年度 ）	$\frac{8.2}{100}$ （資本金等が1億円以下で、 かつ、法人税額が1000万円 以下である法人 $\frac{6.0}{100}$ ）	平成28年度税制改正において、地方法人税（国税）が拡充されたため、税率引下げ。 （令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から適用）

注：昭和51年10月1日から令和8年9月30日までの間、「法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例」により超過課税を行っている。

ウ 固定資産税・都市計画税

年度 区分	昭和38年度～昭和52年度	昭和53年度～
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$	
都市計画税	$\frac{0.2}{100}$	$\frac{0.3}{100}$

注：都市計画税の税率改正は、都市施設の整備のための財政需要が急激に増大しているため、制限税率を上げたもの。

エ 軽自動車税（種別割）

年 度 区 分	昭和38年度 ～ 昭和39年度	昭和40年度 ～ 昭和50年度	昭和51年度 ～ 昭和53年度	昭和54年度 ～ 昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度 ～ 平成26年度	平成27年度	平成28年度 ～
原動機付自転車	円	円	円	円	円	円	円	円
50cc以下・125cc以下かつ 最高出力4.0kW以下	500	500	650	700	1,000	1,000	1,000	2,000
50cc超90cc以下	800	800	1,000	1,100	1,200	1,200	1,200	2,000
90cc超125cc以下	1,000	1,000	1,300	1,450	1,600	1,600 (ミニカー)	1,600 (ミニカー)	2,400 (ミニカー)
その他	—	—	—	—	—	2,500	2,500	3,700
軽自動車								
①二輪のもの(側車付の ものを含む)	1,500	1,500	2,000	2,200	2,400	2,400	2,400	3,600
②三輪のもの	2,000	2,000	2,600	2,850	3,100	3,100	3,900	3,900
③四輪以上のもの 乗用のもの								
営業用	3,000	4,500	5,200	5,200	5,500	5,500	6,900	6,900
自家用			5,900	6,500	7,200	7,200	10,800	10,800
貨物用のもの								
営業用	2,500	2,500	2,900	2,900	3,000	3,000	3,800	3,800
自家用			3,300	3,650	4,000	4,000	5,000	5,000
小型特殊自動車								
①農耕作業用	1,000	1,000	1,300	1,450	1,600	1,600	1,600	2,400
②その他のもの	3,000	3,000	3,900	4,300	4,700	4,700	4,700	5,900
二輪の小型自動車	2,500	2,500	3,300	3,650	4,000	4,000	4,000	6,000

注：1 (1) 昭和51年度から平成6年度までの各年度分の軽自動車税に限り、電気を動力源とする軽自動車等で一定のものについては、軽減税率の適用がある。

(2) 平成28年度から令和7年度までの各年度分の軽自動車税は、三輪・四輪以上の軽自動車で経過年数や一定の環境性能の有無に応じて、それぞれ重課税率や軽減税率の適用がある。

2 税率改正の背景等

- (1) 昭和40年度の改正は、自動車税において自家用自動車等に対する税率が引き上げられたこととの均衡を図るため行われた。
- (2) 昭和51年度、昭和54年度及び昭和59年度の改正は、軽自動車等の販売価格の上昇と軽自動車等の利用に伴う道路損傷に関連する道路維持補修関係経費の支出の増加に対応するため行われた。又同時に自動車税も引き上げられた。
- (3) 昭和60年度の改正は、ミニカーについては、その価格が高いこと又運転には普通免許が必要なこと等から、ミニカーについて税率の適正化を図るために行われた。
- (4) 平成27年度に改正された、軽自動車（三輪、四輪）の標準税率は平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両に適用される。（平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両には、従前の標準税率が適用）
- (5) 令和元年10月1日から自動車取得税の廃止に伴い導入された「軽自動車税（環境性能割）」と区別して、これまでの軽自動車税が軽自動車税（種別割）と呼ばれるようになった。
- (6) 令和5年7月1日から、特定小型原動機付自転車が第一種原動機付自転車に位置付けられ、軽自動車税（種別割・2,000円）が課税されることになった。
- (7) 令和7年4月1日から、総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下に制御したバイクが第一種原動機付自転車に位置付けられ、軽自動車税（種別割）が課税されることになった。

(2) 北九州市市税の税率の変遷（その4）

オ 市たばこ税・県たばこ税（参考）

年 度	税 率			税 率 改 正 の 背 景 等
	市たばこ税	県たばこ税	計	
昭和38年度	従価割13.4%	従価割9.0%	従価割22.4%	
昭和39年度 └ 昭和41年度	従価割15.0%	従価割9.0%	従価割24.0%	電気ガス税の税率引下げによって生じる減収を補填するため税率引上げ。
昭和42年度 └ 昭和59年度	従価割18.1%	従価割10.3%	従価割28.4%	昭和41年度における住民税の減税措置に伴う減収を補填するため税率引上げ。
昭和60年度	従価割14.3% 従量割 1,000本 につき350円	従価割8.1% 従量割 1,000本 につき200円	従価割22.4% 従量割 1,000本 につき550円	たばこ専売制度の廃止に伴って行われ、一部従量制を採用。
昭和61年度 └ 昭和63年度	従価割14.3% 従量割 1,000本 につき640円	従価割8.1% 従量割 1,000本 につき360円	従価割22.4% 従量割 1,000本 につき1,000円	補助金等の整理合理化に伴う地方財政政策の一環として税率改正。
平成元年度 └ 平成8年度	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 1,997円 旧3級品 1,000本につき 948円	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 1,129円 旧3級品 1,000本につき 536円	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 3,126円 旧3級品 1,000本につき 1,484円	消費税の創設に伴って行われたもので、課税方式を従価・従量併用方式から従量税方式に変更し、従前の税負担水準を維持することを原則としつつ消費税との税率調整を実施。
平成9年度 └ 平成10年度	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 2,434円 旧3級品 1,000本につき 1,155円	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 692円 旧3級品 1,000本につき 329円	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 3,126円 旧3級品 1,000本につき 1,484円	平成6年度の税制改革に伴う市町村の減収補填のため、税率の調整により道府県から市町村へ税源移譲。
平成11年度 └ 平成14年度	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 2,668円 旧3級品 1,000本につき 1,266円	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 868円 旧3級品 1,000本につき 413円	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 3,536円 旧3級品 1,000本につき 1,679円	恒久的な減税の実施に伴う地方の減収を補填するため、税率の調整により、国から地方へ税源移譲。 （平成11年5月1日以後の売渡し分から適用）
平成15年度 └ 平成17年度	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 2,977円 旧3級品 1,000本につき 1,412円	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 969円 旧3級品 1,000本につき 461円	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 3,946円 旧3級品 1,000本につき 1,873円	厳しい財政状況に鑑み、諸外国での税負担割合をも勘案し、税率を引き上げる。 （平成15年7月1日以後の売渡し分から適用）
平成18年度 └ 平成21年度	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 3,298円 旧3級品 1,000本につき 1,564円	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 1,074円 旧3級品 1,000本につき 511円	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 4,372円 旧3級品 1,000本につき 2,075円	現下の厳しい財政事情に鑑み、税率を引き上げる。 （平成18年7月1日以後の売渡し分から適用）
平成22年度 └ 平成24年度	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 4,618円 旧3級品 1,000本につき 2,190円	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 1,504円 旧3級品 1,000本につき 716円	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 6,122円 旧3級品 1,000本につき 2,906円	国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、税率を引き上げる。 （平成22年10月1日以後の売渡し分から適用）

年 度	税 率			税 率 改 正 の 背 景 等
	市たばこ税	県たばこ税	計	
平成25年度 └ 平成27年度	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 5,262円 旧3級品 1,000本につき 2,495円	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 860円 旧3級品 1,000本につき 411円	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 6,122円 旧3級品 1,000本につき 2,906円	企業の国際競争力強化等の観点から、法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大措置が実施されることに伴い、地方の税収に極力影響を与えないよう、都道府県と市町村の増減収を調整するため平成25年度から道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲したことによるもの。
平成28年度 └ 令和元年度	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 5,262円 1,000本につき 5,692円 *4 旧3級品 1,000本につき 2,925円 *1 1,000本につき 3,355円 *2 1,000本につき 4,000円 *3	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 860円 1,000本につき 930円 *4 旧3級品 1,000本につき 481円 *1 1,000本につき 551円 *2 1,000本につき 656円 *3	従量割 旧3級品以外 1,000本につき 6,122円 1,000本につき 6,622円 *4 旧3級品 1,000本につき 3,406円 *1 1,000本につき 3,906円 *2 1,000本につき 4,656円 *3	紙巻たばこ全体の販売数量が減少する中、低価格で販売されている旧3級品の販売数量については、増加傾向にあり、旧3級品を取り巻く環境が変化してきていること等にかんがみ、令和元年9月30日まで特例税率を適用するもの。 *1 平成28年4月1日以後の売渡し分から適用 *2 平成29年4月1日以後の売渡し分から適用 *3 平成30年4月1日から令和元年9月30日までの売渡し分に適用 高齢化の進展による社会保障費の増加等により引き続き厳しい財政事情にあることを踏まえ、たばこ税の負担水準を3段階で見直すもの。 *4 平成30年10月1日以後の売渡し分から適用
令和2年度 └ 令和7年度	従量割 1,000本につき 5,692円 1,000本につき 6,122円 *5 1,000本につき 6,552円 *6	従量割 1,000本につき 930円 1,000本につき 1,000円 *5 1,000本につき 1,070円 *6	従量割 1,000本につき 6,622円 1,000本につき 7,122円 *5 1,000本につき 7,622円 *6	高齢化の進展による社会保障費の増加等により引き続き厳しい財政事情にあることを踏まえ、たばこ税の負担水準を3段階で見直すもの。 *5 令和2年10月1日以後の売渡し分から適用 *6 令和3年10月1日以後の売渡し分から適用

カ 鉱産税

年 度 区 分	昭 和 38 年 度 ~
鉱 産 税	$\frac{1}{100}$ (前月中に掘採した鉱物の価格 が200万円以下のとき $\frac{0.7}{100}$)

ク 入湯税

年 度 区 分	平 成 10 年 度 ~
入 湯 税	150円 (日帰りの時100円)

注：平成10年10月1日施行。

ケ 事業所税

年 度 区 分	昭和50年度～ 昭和54年度	昭和55年度～ 昭和60年度	昭和61年度～
資 産 割	300円/㎡	500円/㎡	600円/㎡
従 業 者 割	$\frac{0.25}{100}$		

注：税率改正の背景等

- (1) 昭和55年度の改正は、都市整備のための財政需要の増大のため。
- (2) 昭和61年度の改正は、物価水準の上昇及び都市整備のための財政需要の増大のため。
- (3) 新增設に係る事業所税については、平成15年度に廃止。

コ 環境未来税

年 度 区 分	平 成 15 年 度 ~
環 境 未 来 税	1,000円/トン (平成19年3月埋立て分) までは500円/トン

注：平成15年10月1日施行。

キ 特別土地保有税

年 度 区 分	昭和48年度～ 平成14年度
特 別 土 地 保 有 税	
保 有 分	$\frac{1.4}{100}$
取 得 分	$\frac{3}{100}$

注：保有分については平成15年度分から、取得分については、平成15年1月1日以後取得分から、課税を停止。

サ 宿泊税

年 度 区 分	令 和 2 年 度 ~
宿 泊 税	1人1泊 200円 (市税150円、県税50円)

注：令和2年4月1日施行。

(3) 昭和38年度以前の市税の税率

税目			昭和27年度	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度
市 民 税	個人	均等割	400円	400円	400円	400円	400円
		所得割	18%	18%	13%	13%	15%
	法人	均等割	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
		法人税割	12.5%	12.5%	7.5%	7.5% 7.9% 8.1%	8.1%
固定資産税			1.6%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%
軽自動車税 (自転車、荷車税)			一般用車 200円 荷車運搬用車 300円 荷積牛馬車 800円 荷積大車 400円 小車及び リヤカー 200円 荷台前車 200円	一般用車 200円 荷車運搬用車 300円 原動機付自転車 500円 荷積牛馬車 800円 荷積大車 400円 小車及びリヤカー 200円 荷台前車 200円		200円 300円 500円 800円 400円 200円 200円	一般用車 200円 荷車運搬用車 300円 原動機付自転車 500円 0.05ℓ以下 0.09ℓ以下 0.09ℓ超 荷積牛馬車 800円 荷積大車 400円 小車及び リヤカー 200円 荷台前車 200円
市たばこ消費税					115分の10	115分の10	9%
電気ガス税			10%	10%	10%	10%	10%
鉱産税			1%	1%	1%	1%	1%
木材取引税			5%	5%	5%	5%	5%
商品切手発行税			3%	3%	3%	3%	3%
都市計画税							0.2%

昭和32年度	昭和33年度		昭和34年度	昭和35年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度
400円	400円		400円	400円	400円	400円	400円
15%	18.5%		20%	20%	20%	準拠税率による	
1,800円	1,800円		1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
8.1%	8.1%		8.1%	8.1%	8.1%	8.1%	8.1%
1.4%	1.4%		1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
200円 300円 500円 800円 1,000円 800円 400円 200円 200円	原動機付自転車 0.05ℓ以下 0.09ℓ以下 0.09ℓ超 軽自動車 二輪の小型自動車			500円 800円 1,000円 1,500円 2,500円	原動機付自転車 0.05ℓ以下 500円 0.09ℓ以下 800円 0.09ℓ超 1,000円 軽自動車 二輪 1,500円 三輪 2,000円 四輪貨物 2,500円 四輪乗用 3,000円 二輪の小型 自動車 2,500円	原動機付自転車 0.05ℓ以下 500円 0.09ℓ以下 800円 0.09ℓ超 1,000円 軽自動車 ア農耕用 1,000円 イその他 二輪 1,500円 三輪 2,000円 四輪貨物 2,500円 四輪乗用 3,000円 四輪貨物 2,500円 四輪乗用 3,000円 二輪の小型 自動車 2,500円	原動機付自転車 0.05ℓ以下 500円 0.09ℓ以下 800円 0.09ℓ超 1,000円 軽自動車 二輪 1,500円 三輪 2,000円 四輪貨物 2,500円 四輪乗用 3,000円 小型特殊自動車 農耕用 1,000円 その他 3,000円 二輪の小型 自動車 2,500円
9%	9% 11%	11%	11%	11%	11%	12%	13.4%
10%	10%	10%	10%	10%	10%	9%	8%
1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%
5% 4%	4% 2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%
3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

(4) 令和7年度 国有資産等所在市町村交付金制度概要

区 分	交 付 者	算定期日	交 付 の 客 体
国有資産等所在 市町村交付金	国 又 は 地 方 公 共 団 体	前 年 の 3 月 31 日	① 固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産 ② 空港の用に供する固定資産 ③ 固有林野に係る土地 ④ 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産 ⑤ 水道施設若しくは工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産で、政令で定めるもの ⑥ 国家備蓄施設の用に供する固定資産

(5) 令和7年度 国有提供施設等所在市町村助成交付金制度概要

区 分	交付者	交 付 の 客 体
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	国	1. 概要 ① アメリカ合衆国の軍隊及び自衛隊が使用する飛行場、演習場等の施設が市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、施設が所在することによる市町村の財政需要に対処するため設けられたもの。 ② 通常、基地交付金と称される一般財源であり、地方交付税の基準財政収入額には、算入されない。 2. 対象資産 ① 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律第2条の規定によってアメリカ合衆国の軍隊に使用させている土地、建物及び工作物。 ② 自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物。

交 付 金 の 算 定 標 準 額	算 定 率	交 付 の 時 期
国有財産台帳等に記載された固定資産の価格に算定標準額の特例を乗じた額 〈算定標準額の特例〉 (1) 住宅および当該住宅の用に供する土地 ① 土地のうち小規模住宅用地に該当するもの $\frac{1}{6}$ ② 土地のうち一般住宅用地に該当するもの $\frac{1}{3}$ ③ その他の土地および家屋 $\frac{2}{5}$ (2) 空港の用に供する固定資産 $\frac{1}{2}$ (3) ダムの用に供する家屋および償却資産 ① 最初の5年間 $\frac{1}{2}$ ② その後の5年間 $\frac{3}{4}$	$\frac{1.4}{100}$	6月30日まで

交 付 金 の 基 準	交 付 の 時 期
1. 交付金の算定 国有財産台帳に登録された土地、建物又は工作物の価格 2. 配分方法 予算額 $\begin{cases} \frac{7}{10} \text{ は、対象資産の価格（国有財産台帳に記載された価格）で按分} \\ \frac{3}{10} \text{ は、対象資産の種類、用途、市町村の財政状況から総務大臣が配分} \end{cases}$ 3. 算定期日 当該年の3月31日	12月31日まで

(6) 令和7年度 譲与税・交付金制度概要（その1）

区 分	譲与を受ける団体	本 税 の 概 要																	
	使 途																		
自動車重量譲与税 S. 46. 5 創設	都 道 府 県 市 町 村 一 般 財 源 ※平成21年度より一般財源化	1 自動車重量税 (1) 概 要 道路などの社会資本を充実させるための財源として創設された。 自動車検査証の交付を受ける自動車及び使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車について課税する。 (2) 税 率 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">単 位</th><th rowspan="2">本則税率</th><th colspan="2">13年未満経過車</th></tr><tr><th>自 家 用 車</th><th>営 業 用</th></tr><tr><td>乗 用 自 動 車</td><td>自重0.5トン</td><td>年2,500円</td><td>年4,100円</td><td>年2,600円</td></tr><tr><td>軽 自 動 車</td><td>1両</td><td>年2,500円</td><td>年3,300円</td><td>年2,600円</td></tr></table> ※：別途エコカー減税あり ※：事業用は別税率 ※：自動車検査証の有効期間が2年又は3年のものは1年に換算 ※：経年車（13年超、18年超）に対しては別の税率を適用（重課）	区 分	単 位	本則税率	13年未満経過車		自 家 用 車	営 業 用	乗 用 自 動 車	自重0.5トン	年2,500円	年4,100円	年2,600円	軽 自 動 車	1両	年2,500円	年3,300円	年2,600円
区 分	単 位	本則税率				13年未満経過車													
			自 家 用 車	営 業 用															
乗 用 自 動 車	自重0.5トン	年2,500円	年4,100円	年2,600円															
軽 自 動 車	1両	年2,500円	年3,300円	年2,600円															
特別とん譲与税 S. 32. 4 創設	開 港 所 在 市 町 村 一 般 財 源	1 特別とん税 (1) 概 要 特別とん税は、とん税とともに外国貿易船がわが国の開港に入国した際に、その外国貿易船の純トン数に応じて課税するもの。 特別とん税は地方公共団体に財源を譲与する目的税であり、とん税と特別とん税を合わせて徴収する。 (2) 税 率 <table><tr><th colspan="2"></th><th>とん税</th><th>特別とん税</th></tr><tr><td>開港への入港ごとに納付</td><td>純トン数</td><td>16円</td><td>20円</td></tr><tr><td>開港ごとに1年分を納付</td><td>1トンあたり</td><td>48円</td><td>60円</td></tr></table>			とん税	特別とん税	開港への入港ごとに納付	純トン数	16円	20円	開港ごとに1年分を納付	1トンあたり	48円	60円					
		とん税	特別とん税																
開港への入港ごとに納付	純トン数	16円	20円																
開港ごとに1年分を納付	1トンあたり	48円	60円																
航空機燃料譲与税 S. 47. 4 創設	空 港 関 係 都 道 府 県 及 び 市 町 村 航空機騒音による障害防止、空港及び周辺の整備に要する費用に充てる。	1 航空機燃料税 (1) 概 要 空港整備・航空機の騒音対策の必要上、航空機に積み込まれた航空機燃料について、航空機の所有者等に対して課税する。 (2) 税 率 1klあたり 26,000円 (H23. 4. 1～R 3. 3. 31の間は18,000円) (R 3. 4. 1～R 4. 3. 31の間は 9,000円) (R 4. 4. 1～R 7. 3. 31の間は13,000円) (R 7. 4. 1～R 9. 3. 31の間は15,000円) (R 9. 4. 1～R10. 3. 31の間は18,000円)																	
地方揮発油譲与税 (旧:地方道路譲与税) S. 30. 8 創設	都 道 府 県 市 町 村 一 般 財 源 ※平成21年度より一般財源化	1 地方揮発油税 (1) 概 要 都道府県及び市町村に対し財源を譲与するため、揮発油に対してその製造者に課税する。 (国税として、同じ揮発油に対し課税する揮発油税がある。) (2) 税 率 下記の通り (1kl当たり) <table><tr><th></th><th>現 行</th><th>改正案</th></tr><tr><td>地方揮発油税</td><td>5,200円 (本則：4,400円)</td><td>5,500円 (本則：4,700円)</td></tr><tr><td>揮 発 油 税</td><td>48,600円 (本則：24,300円)</td><td>48,300円 (本則：24,000円)</td></tr></table> ※令和16年4月1日から改正予定		現 行	改正案	地方揮発油税	5,200円 (本則：4,400円)	5,500円 (本則：4,700円)	揮 発 油 税	48,600円 (本則：24,300円)	48,300円 (本則：24,000円)								
	現 行	改正案																	
地方揮発油税	5,200円 (本則：4,400円)	5,500円 (本則：4,700円)																	
揮 発 油 税	48,600円 (本則：24,300円)	48,300円 (本則：24,000円)																	
石油ガス譲与税 S. 41. 2 創設	都 道 府 県 指 定 市 一 般 財 源 ※平成21年度より一般財源化	1 石油ガス税 (1) 概 要 揮発油税との税負担の均衡上、自動車用の石油ガス（L P G）容器に充てんする者に、その石油ガスについて課税する。 (2) 税 率 1 kgあたり17円50銭																	

(令和7年4月1日現在)

譲与の基準	譲与の時期
2 自動車重量譲与税 (1) 概要 自動車重量税の$\frac{357}{1000}$（当分の間は、$\frac{431}{1000}$）に相当する額を譲与する。 (2) 譲与の基準等 譲与総額 自動車重量税収入の$\frac{357}{1000}$相当額 （当分の間は、$\frac{431}{1000}$） $\frac{24}{357}$を都道府県に —— 自家用乗用車の保有台数で按分 （当分の間は$\frac{24}{431}$） $\frac{333}{357}$を市町村に $\frac{1}{2}$を市町村道の道路延長で按分 $\frac{1}{2}$を市町村道の道路面積で按分 （当分の間は$\frac{407}{431}$） ※令和16年度より、上記割合は改正される予定。	6月 11月 3月
2 特別とん譲与税 (1) 概要 開港所在市町村は、港湾施設・衛生施設の整備、水上消防施設の充実等に多額の費用がかかるため、特別とん税の収入相当額を一般財源として、総務大臣が指定する市町村に対して譲与する。 (2) 一の開港にかかる開港所在市町村が2以上ある場合の譲与基準等 ① 当該2以上の開港所在市町村に各管轄税関がある場合は、その各税関での特別とん税の収入額を当該市町村に譲与。 ② 一つの税関が2以上の開港所在市町村を管轄している場合は、その税関の特別とん税収入額を外国貿易船の利用、停泊状況等で按分して譲与。	9月 3月
2 航空機燃料譲与税 (1) 概要 航空機騒音対策、空港周辺整備などの財源として、航空機燃料税の収入額の$\frac{2}{13}$に相当する額を空港関係の市町村及び都道府県に対し譲与する。 (2) 譲与の基準等 譲与総額 航空機燃料税収入の$\frac{2}{13}$相当額 （令和4～6年度：4/13相当額） （令和7～8年度：4/15相当額） （令和9年度：2/9相当額） $\frac{1}{5}$を都道府県に $\frac{1}{4}$を延べ重量（航空機重量×着陸回数）で按分 $\frac{1}{4}$を旅客数で按分 $\frac{1}{2}$を航空機騒音が特に著しい市町村の世帯数で按分 $\frac{4}{5}$を市町村に —— 都道府県と同様に按分 ※激変緩和措置あり ※激変緩和措置（5年間） 令和7年度は着陸料収入額30/100、延べ重量10/100、旅客数10/100、騒音対策50/100の譲与割合による。 令和6年度以降の年度分着陸料割合は令和5年3月譲与時期の譲与額の計算に用いた着陸料の収入額を用いて算定する。	9月 3月
2 地方揮発油譲与税 (1) 概要 地方揮発油税収入額全額を、都道府県・市町村に譲与 (2) 譲与の基準等 譲与総額 地方揮発油税収入の全額 $\frac{58}{100}$を都道府県・指定市に $\frac{1}{2}$を国道・都道府県道の延長で按分 $\frac{1}{2}$を国道・都道府県道の面積で按分 $\frac{42}{100}$を市町村に $\frac{1}{2}$を市町村道の延長で按分 $\frac{1}{2}$を市町村道の面積で按分 ※令和16年4月1日より、新譲与分の創設に伴い、上記の譲与割合は改正される予定。	6月 11月 3月
2 石油ガス譲与税 (1) 概要 石油ガス税収入の$\frac{1}{2}$相当額を都道府県・指定市に譲与 (2) 譲与の基準等 譲与総額 石油ガス税収入の$\frac{1}{2}$相当額 $\frac{1}{2}$を都道府県・指定市の区域内における国道・都道府県道の延長で按分 $\frac{1}{2}$を都道府県・指定市の区域内における国道・都道府県道の面積で按分	6月 11月 3月

(6) 令和7年度 譲与税・交付金制度概要（その2）

区 分	譲与等を受ける団体	本 税 の 概 要																				
	使 途																					
森 林 環 境 譲 与 税 H. 31. 4 創設	都 道 府 県 市 町 村 森林整備及びその促進、 森林の整備を担うべき人 材の育成及び確保、木 材利用の促進等に関する 費用に充てる。	1 森林環境税 (1) 概 要 森林の整備等に要する費用に充てるための財源として創設された。 国内に住所を有する個人に対して課税する。 賦課徴収は市町村において個人住民税と併せて行う。 (2) 税 率 年額 1,000 円 令和 6 年度より課税。																				
利 子 割 交 付 金 S. 63. 4 創設	市 町 村 一 般 財 源	1 道府県民税利子割 (1) 概 要 所得税で源泉分離課税を選択した利子所得や確定申告不要とされる利 子所得については、住民税所得割が非課税である等の不公平があったた め、一律分離課税として創設されたもの。 利子等の支払又はその取扱をする者（金融機関等）の営業所等で、道府 県内に所在する者を通じて利子等の支払いを受ける者が納税義務者となる。 (2) 税 率 支払いを受ける利子等の額の 5 %																				
配 当 割 交 付 金 H. 16. 1 創設	市 町 村 一 般 財 源	1 配当割 (1) 概 要 都道府県内に住所を有する個人で一定の上場株式等の配当等の支払を 受ける者に対し課税、株式会社等が徴収（特別徴収）し、都道府県に納 入する（徴収の翌月の10日まで）。 (2) 税 率 配当等の 5 %																				
株式等譲渡所得割交付金 H. 16. 1 創設	市 町 村 一 般 財 源	1 株式等譲渡所得割 (1) 概 要 都道府県内に住所を有する個人で所得税において源泉徴収を選択した 特定口座（源泉徴収口座）における株式等譲渡所得又は源泉徴収口座に おける信用取引の差金決済の差益の支払を受けるものに対し課税、証券 会社が徴収（特別徴収）し、都道府県に納入する（1 年分を翌年の 1 月 10日まで）。 (2) 税 率 配当等の 5 %																				
分離課税所得割交付金 H. 29. 4 創設	指 定 市 一 般 財 源	1 退職所得の分離課税に係る所得割の特例 (1) 概 要 県費負担教職員制度の見直しに伴い税源移譲が行われ、指定市に住所を有す る者に係る個人住民税所得割の標準税率が変更されたが、退職所得の分離課税 に係る所得割については、特別徴収義務者の事務負担を踏まえ、当分の間、税率を 変更しない。 (2) 税 率 道府県民税：市民税＝ 4 %： 6 %																				
法 人 事 業 税 交 付 金 R. 元. 10 創設	市 町 村 一 般 財 源	1 法人事業税 (1) 概 要 道路、港湾など県の施設を利用して収益活動を行っている事業に対し、 必要経費を負担してもらうため、事業者に課するもの。 (2) 交付金の導入経緯 令和元年10月に地方法人課税の偏在是正を目的として、地方法人税（国 税）の税率が引き上げられ、法人住民税法人税割（都道府県税・市町村税） の税率が引き下げられた。 〈令和元年10月〜〉 <table><tr><th colspan="2">税の種類</th><th>税制改正前</th><th>税制改正後</th><th>差引</th></tr><tr><td>地方法人税</td><td>国税</td><td>4.4%</td><td>10.3%</td><td>(5.9%)</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>道府県民税</td><td>3.2%</td><td>1.0%</td><td>(△2.2%)</td></tr><tr><td>法 人 税 割</td><td>市町村民税</td><td>9.7%</td><td>6.0%</td><td>(△3.7%)</td></tr></table>	税の種類		税制改正前	税制改正後	差引	地方法人税	国税	4.4%	10.3%	(5.9%)	法人住民税	道府県民税	3.2%	1.0%	(△2.2%)	法 人 税 割	市町村民税	9.7%	6.0%	(△3.7%)
税の種類		税制改正前	税制改正後	差引																		
地方法人税	国税	4.4%	10.3%	(5.9%)																		
法人住民税	道府県民税	3.2%	1.0%	(△2.2%)																		
法 人 税 割	市町村民税	9.7%	6.0%	(△3.7%)																		

(令和7年4月1日現在)

譲与・交付の基準	譲与の時期
2 森林環境譲与税 (1) 概要 森林の整備等の財源として、森林環境税の収入額に相当する額を、都道府県及び市町村に対し譲与する。 (2) 譲与の基準等 譲与総額 森林環境税収入の全額 ※令和6年度は森林環境税 収入額に相当する額に300億円を 加算した額とする $\frac{1}{10}$ を都道府県に $\frac{55}{100}$ 私有林人工林面積 $\frac{20}{100}$ 林業従事者 $\frac{25}{100}$ 人口 $\frac{9}{10}$ を市町村に 都道府県と同様に按分	9月 3月
2 利子割交付金 (1) 概要 県は、納入された利子割相当額から法人に対して申告納付時に控除・還付した税額を控除・減額し、都道府県間の清算額を加減した額から1%を控除した金額の$\frac{3}{5}$(59.4%)を市町村に対し交付する。 (2) 交付基準等 利子等の額$\times 20.315\%$ 15.315% 所得税及び復興特別所得税 5% 県民税利子割→(1)の要領で市町村に交付	8月 12月 3月
2 配当割交付金 (1) 交付総額 配当割収入額$\times 99\% \times \frac{3}{5}$(59.4%) (2) 交付基準 個人道府県民税収入決算額の県計に対する割合(前年度以前3年度分の平均値)に応じて配分	8月 12月 3月
2 株式等譲渡所得割交付金 (1) 交付総額 株式等譲渡所得割額$\times 99\% \times \frac{3}{5}$(59.4%) (2) 交付基準 個人道府県民税収入決算額の県計に対する割合(前年度以前3年度分の平均値)に応じて配分	3月
2 分離課税所得割交付金 (1) 概要 指定市の区域を包括する道府県は、当分の間、当該道府県に払い込まれた当該指定市に係る税源移譲相当額(税率2%相当額)を指定市に対して交付する。 (2) 交付基準 前年度3月(平成29年度は4月)から当該年度2月までに道府県に払い込まれた指定市に住所を有する者の退職所得の分離課税分の所得割に係る地方団体の徴収金の$\frac{1}{2}$相当額。	3月
2 法人事業税交付金 (1) 概要 令和元年10月以降の法人住民税法人税割の税率の引き下げに伴う市町村減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付するもの。 (2) 交付基準等 法人事業税収入額から歳出還付額を控除した額(以下、「交付基準額」という。)の7.7%について、従業者数の割合に応じて各市町村に交付。	8月 12月 3月 ※令和元年度分は令和2年8月分に加算して交付

(6) 令和7年度 譲与税・交付金制度概要（その3）

区 分	交付を受ける団体	本 税 の 概 要						
	使 途							
地 方 消 費 税 交 付 金 H. 9. 4 創設	市 町 村 一 般 財 源	1 地方消費税 (1) 概 要 活力ある福祉社会を目指して、平成6年税制改革において、働き盛り世代の税負担軽減（所得税・個人住民税の減税）と来るべき高齢化社会を支えるための消費税の引上げとともに、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため地方税財源の充実を図る観点から消費譲与税に代えて地方消費税が創設された。 国内において事業者から事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け、役務やサービスの提供及び保税地域から引き取られる外国貨物に対して課税する。 (2) 税 率 2.2%（消費税の22/78） ※令和元年9月までは1.7%（消費税の17/63）						
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 S. 41. 6 創設	ゴ ル フ 場 所 在 市 町 村 一 般 財 源	1 ゴルフ場利用税 (1) 概 要 娯楽施設利用税については、消費行為の多様化に伴う課税対象の選択の問題、消費態様の変化等による奢侈性・娯楽性等の判断基準の客観性の問題等があり、また、新たに消費税が創設されることからこれとの関連を考慮し、当該娯楽施設利用税の課税対象施設を市町村の行政サービスと密接な関連のあるゴルフ場に課税対象を限り、平成元年度に名称をゴルフ場利用税と改めた。道府県がゴルフ場の利用者に対し定額で課税する。 (2) 税 率 1人1日につき800円（制限税率は1,200円） 福岡県では、1人1日につき200円～1,200円						
環 境 性 能 割 交 付 金 R. 元. 10 創設	市 町 村 一 般 財 源	1 自動車税環境性能割 (1) 概 要 自動車の取得に対し、自動車の主たる定置場所の道府県が当該自動車の取得者に課する。 (2) 税 率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>税 率</th><th>免税点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車の取得価格に対し</td><td>環境性能に応じ 非課税～3%</td><td>50万円以下</td></tr> </tbody> </table> 注：ただし、令和元年10月1日から令和3年12月31日までに取得した「自家用乗用車」は、税率1%分を軽減	区 分	税 率	免税点	自動車の取得価格に対し	環境性能に応じ 非課税～3%	50万円以下
区 分	税 率	免税点						
自動車の取得価格に対し	環境性能に応じ 非課税～3%	50万円以下						
軽 油 引 取 税 交 付 金 S. 31. 6 創設	指 定 市 一 般 財 源 ※平成21年度より一般財源化	1 軽油引取税 (1) 概 要 軽油の引取りに対して課税するもので、元売業者や特約業者からの軽油の引取りで、当該引取りにかかる軽油の現実の納入を伴うものを行う者が納税義務者となる。 (2) 税 率 当分の間、引取量1㎏あたり32,100円 （本則税率 引取量1㎏あたり15,000円）						

(令和7年4月1日現在)

交 付 の 基 準	交付の時期
2 地方消費税交付金 (1) 概 要 地方消費税の収入額から国に支払った徴収取扱費を控除し、道府県間の清算を加減した額の$\frac{1}{2}$に相当する額を市町村に交付する。 (2) 交付基準等 $\frac{1}{2}$を人口（国勢調査）割合で按分 $\frac{1}{2}$に従業者数（指定統計）割合で按分 地方消費税収入額の$\frac{1}{2}$ ※社会保障財源分（平成26年4月1日税率引上げ分）は、全額人口（国勢調査）割合により按分	6 月 9 月 12 月 3 月
2 ゴルフ場利用税交付金の概要 県は、市町村に対し、当該市町村内に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の$\frac{7}{10}$に該当する額を交付する。	8 月 12 月 3 月
2 環境性能割交付金 (1) 概 要 県は、自動車税環境性能割の収入額に$\frac{95}{100}$を乗じて得た額の$\frac{43}{100}$(※)に相当する額を市町村に対し交付し、道路法第7条第3項に規定する市を包括する場合には$\frac{95}{100}$を乗じて得た額の$\frac{35}{100}$に相当する額を指定市に対し交付する。 (※) 令和3年度以前は、$\frac{47}{100}$ (2) 交付基準等 $\frac{43}{100}$を市町村に $\frac{35}{100}$を指定市に $\frac{1}{2}$を市町村道の延長で按分 $\frac{1}{2}$を市町村道の面積で按分 $\frac{1}{2}$を国道・県道の延長で按分 $\frac{1}{2}$を国道・県道の面積で按分 自動車税環境性能割収入の$\frac{95}{100}$相当額	8 月 12 月 3 月 ※令和元年 度のみ 12 月 3 月
2 軽油引取税交付金の概要 指定市を包括する県は、次の算式で得られた額を当該指定市に交付する。 $\frac{\text{納入された軽油引取税額の}\frac{9}{10}\text{相当額}}{\times} \frac{\text{当該指定市に存する一般国道及び都道府県道面積（管理について経費を負担しない道路等を除く。）}}{\text{その県内に存する一般国道及び都道府県道面積}}$	8 月 12 月 3 月